(二)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十四号及び五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎市平間町三三八番一から同市矢上町六七八番二まで	前	一〇・八四～一四・五五メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	一四・〇〇～二二・九一メートル	〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市二丈福井字大久保六二二番一から同市二丈福井字前田二二二八番一まで	前	一一・九二～二四・六二メートル	〇・四〇五キロメートル
	後	一七・九六～二八・二〇メートル	〇・四〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市山川安居野三丁目一六一二番七から同市山川安居野三丁目一六一六番二まで	前	一二・五〇～一六・二七メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	一四・一五～二三・九三メートル	〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	八女市立花町谷川字樋渡一一〇〇番二から同市立花町谷川字樋渡一〇九二番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百二号	糸島市二丈福井字大久保六二二番一から同市二丈福井字前田二二二八番一まで	〃
二百十号	久留米市山川安居野三丁目一六一二番七から同市山川安居野三丁目一六一六番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号及び五十七号	長崎市平間町三三八番一から同市矢上町六七八番二まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○九州地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第三百六十一号福岡都市計画、筑紫野都市計画、太宰府都市計画及び那珂川都市計画下水道事業御笠川那珂川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十七年三月九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第四十号筑後都市計画、八女都市計画、黒木都市計画、広川都市計画及び瀬高都市計画下水道事業矢部川流域下水道
三　事業施行期間　自平成十年一月十四日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市北区新川二条七丁目五六〇番八から同市北区新川二条七丁目五五九番三三まで	前	五二・二〇～八八・〇〇メートル	〇・一三三キロメートル
	後	四二・四〇～五二・二〇メートル	〇・一三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別一一〇番一から同町字陸別一三一番一まで	前	一三・五六～一五・八六メートル	〇・三三二キロメートル
	後	一五・五五～二二・八〇メートル	〇・三三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部